

## 「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	早通かきの木通り地区地区計画
建築物の用途の制限	建築することができる建築物 法別表第2(ろ)項に掲げるもの
建築物の敷地面積の最低限度	165 m <sup>2</sup>
壁面の位置の制限	道路境界線及び隣地境界線からは1m。 ただし、壁を有しないもの(自動車車庫等)は、0.5mとする。
建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き、地盤面からの高さによる)	10mを超えてはならない。 ただし、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに7mを加えたもの以下とする。
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限(高さは道路面からの高さによる)	道路に面する垣又は柵の構造は、高さ1m以下で、高さ 0.6mを超える部分については、透視が可能な形状のもの。 ただし、生垣その他これに類するものは、この限りでない。 ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(*1)

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

\*1は、条例第8条に定められている規定です。